

「日・ASCN 官民協議会」規約（令和2年10月1日改訂）

【第1章 総則】

（名称）

第1条 この協議会は、「日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会」という。英語名を Japan Association for Smart Cities in ASEAN とし、以下 JASCA と略称する。

（事務局）

第2条 JASCA は内閣官房（補室経協インフラ担当）、内閣府（科技及び防災）、総務省、外務省、経済産業省、国土交通省、環境省が事務局となって活動する。

- 2 各府省より事務局窓口を設置し、事務局構成員・担当者名簿（別紙1）にて JASCA 内で共有する。また、別紙1は令和元年10月開催のハイレベル会合時に ASEAN10 か国 26 都市側（在外日本大使館を含む）に配布される。各府省事務局窓口は内容に変更が生じた場合は速やかに届け出る。更新された場合適宜 ASEAN10 か国 26 都市側（在外日本大使館を含む）に共有される。

（設立意義及び目的）

第3条 ○我が国が有するスマートシティを推進する技術や経験等について、ASEAN 各国に対して海外展開を図るため、積極的かつ持続的に情報発信すると共に、相手国との官民双方の関係構築を図る。
○ハイレベル会合後各国（都市）のワンストップの窓口として機能し、案件組成を推進する。

（活動概要）

第4条 JASCA は、前条の目的を達成するため、次項に掲げる活動を行う。

○各国（都市）の課題・ニーズ把握・マッチング

- 1) 都市ごとの課題・ニーズを詳細に把握、会員企業にフィードバック
- 2) 日本側（会員企業等）の情報を各国（都市）に共有

○各国（都市）向けハイレベル会合フォローアップ会議

- 1) 協議会会員によるプロジェクトチームの設立
- 2) 各国（都市）を対象にフォローアップ会議を開催
- 3) 国内既存の公的機関を含めた案件組成を推進

○各府省及び JASCA 会員公的機関が主導するプラットフォームとの連携

- 1) 既存の取り組みを強化
- 2) 次なるプラットフォーム設立候補を模索

【第2章 会員】

(会員)

第5条 JASCAは、次の各号に掲げるものをもって組織する。

詳細は会員企業・団体一覧（別紙2）による。

- 事務局 内閣官房（補室経協インフラ担当）、
内閣府（科技及び防災）、総務省、外務省、経済産業省、
国土交通省、環境省
- 会員 民間企業、地方自治体、日ASEANセンター、
ASEAN・日本経済協議会（日本商工会議所）、
国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、
海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）、
海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）
日本貿易保険（NEXI）、都市再生機構（UR）、
日本貿易振興機構（JETRO）、住宅金融支援機構（JHF）、
新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、
日本下水道事業団（JS）、不動産協会、
国際建築住宅産業協会（JIBH）、首都高速道路、
海外エコシティプロジェクト協議会（J-CODE）、
海外建設協会（OCAJI）、国際建設技術協会（IDI）等
- 連携組織 スマートシティ官民連携プラットフォーム
防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（JIPAD）
日本防災プラットフォーム（JBP）等

【第3章 活動】

第6条 各府省事務局窓口は第4条に述べた活動を推進するため、自発的に主たる事務局となり、案件組成のためのプロジェクトチームの組成を行うことができる。

ASEANからの引合い案件（問合せ・要望）または会員企業からの要請については、それらを受けた事務局窓口が必要に応じて関連する他府省事務局窓口を招集し協議の場を設け、案件内容により対応方針を決定し、主たる事務局を定める。その他必要時も含め、各府省事務局窓口は関連

する他府省事務局窓口を招集し、協議の場を設けることが出来る。招集要請を受けた窓口は第3条に述べた JASCA 設立意義及び目的を鑑み、真摯に応じる。

- 2 主たる事務局は JASCA 内の有志会員を募集し、プロジェクトチームを形成し、具体的な活動を推進する。プロジェクトチームの活動内容、メンバー構成、活動スケジュール、メンバー内取り決め等、チーム活動に必要な検討、調整を主たる事務局が行い、他府省事務局窓口は要請に基づき支援する。
- 3 プロジェクトチームの活動その他 JASCA としての活動において、日本政府が相手国政府、民間企業等外部の団体と文書に署名を実施する際は、当該活動の主たる事務局府省窓口が責任を持って日本政府内外の文書調整及び署名後の対応に当たる。署名された文章は要請があれば各府省事務局窓口に共有するものとする。
- 4 本条に規定したプロジェクトチーム組成フローを（別紙3）に示す。

【第4章 国土交通省の全体窓口機能】

第7条 国土交通省の事務局窓口は全体窓口機能を果たす。具体的には下記事項について対応する。本条で述べる全体窓口機能を保有する以外、JASCA 事務局において国土交通省の立場は他の府省と何ら変わらない。

- 1) ASEAN 側、JASCA 会員から別紙1で判断できない事項に関する窓口
 - 2) 別紙1の更新及び JASCA 内、ASEAN 側（在外日本大使館を含む）への共有に伴う事務手続
 - 3) 別紙2の更新及び JASCA 内、ASEAN 側（在外日本大使館を含む）への共有に伴う事務手続（会員の入退会の受付窓口含む）
 - 4) 定期会合の取り纏め
 - 5) プロジェクトチーム活動に因らない JASCA 全体に係るプレス対応
 - 6) 本規約の更新及び JASCA 内共有に伴う事務手続
- 2 国土交通省の事務局窓口は各府省事務局窓口合意の下、本条に述べた全体窓口機能の全てまたは一部を第三者に委託することが出来る。

【第5章 JASCA 内取り決め】

（会員の入退会）

第8条 JASCA の入退会は、会員の申し出を事務局窓口の一つが受理することを以て成立する。

2 ただし、新規入会（私法人）については自社もしくは親会社が下記事項を全て満たすことを条件とする。

- ・日本で法人登録していること
- ・日本に財およびサービスの生産・提供のための適切な設備・施設を持っていること
- ・実際に日本でビジネス・事業を行っていること。

また、入会希望私法人が下記事項に複数該当するまたは1項目が重度に該当すると客観的な証拠に基づき、少なくとも一つの事務局窓口が総合的に不適格と判断した場合は入会を承認しない。

- ・過去5年以内に日本政府省庁より法律に基づく処分を受けている。
- ・反社会勢力の疑い、反社会勢力との関わりの疑いがある。
- ・資本関係や組織体制等により著しく外国企業・政府の影響を受ける疑いがある。

（会費および費用）

第9条 JASCA は入退会費及び定期会費を徴収しない。

事務局及び会員が各々の合意に基づいて参加する協議会活動内において、各会員に発生する費用（旅費、資料作成費など）は特別定める場合を除き各自が負担する。

（秘密保持）

第10条 JASCA における活動において、会員は知り得た情報を日本国、協議会（事務局、会員及び連携組織）、及び相手国の全体利益を鑑み活用すると共に、情報の取り扱いについて下記事項を遵守する。

- 1) 登録部署以外の者（登録部署を統括する上位組織及び当該部署管理・責任者を含む）への情報開示については必要最小限とする。
- 2) 特に秘密情報※については登録部署以外の者（登録部署を統括する上位組織及び当該部署の管理・責任者を含む）に開示する際は事前に事務局、関連する会員、連携組織及び相手国・都市の了解を取ることとする。

※「秘密情報」とは、開示者が相手方に開示し、かつ開示の際に秘密である旨明示した技術上又は営業上の情報をいう。ただし、開示を受けた当事者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。

- ① 開示を受けたときに既に保有していた情報
- ② 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から

正当に入手した情報

- ③ 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- ④ 開示を受けたときに既に公知であった情報
- ⑤ 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

2 プロジェクトチーム発足時には各チームメンバー間において秘密保持について必要事項を定める。

(知的財産)

第11条 プロジェクトチーム発足時には各チームメンバー間において知的財産（フォアグラウンドIP、バックグラウンドIP等）について必要事項を定める。

(会員および連携組織の責務)

第12条 JASCA 会員及び連携組織は下記に定める事項を除き、協議会活動においていかなる責任も問われない。また、各会員独自の活動に合意無く制限を加えることはない。

- ① 第10条に定めた秘密保持にかかる責任
- ② 会員・連携組織が所属するプロジェクトチーム内においてチームメンバーが合意の下定められた責任
- ③ JASCA 内及び関係者に故意に加えた損害

(損害)

第13条 JASCA 事務局、会員または連携組織は協議会活動から直接的に損害を受けた場合は当事者間で解決に当たるものとする。

(規約の追加・変更)

第14条 この規約を追加・変更する場合は、起案する事務局窓口が全ての事務局窓口の承認を受けた上で実施する。

(事務局の追加)

第15条 事務局の追加については、起案する事務局窓口が全ての事務局窓口の承認を受けた上で実施する。

(事務局からの脱退)

第16条 事務局から脱退を希望する府省の事務局窓口は他の全ての事務局窓口の書面による承認を受けた上で脱退する。

(活動休止または解散)

第17条 JASCA の解散または活動休止については全ての事務局窓口における合意を受けた上で実施する。

附則

- 1 この規約は JASCA の設立（国土交通省による JASCA 設立プレスリリース）と同時に施行する。
- 2 この規約は第10条に定める秘密情報に該当するものとする。

以上

<改訂履歴>

- ・第1回改訂 令和2年10月1日